

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の延長に伴う登園自粛要請についての延長について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和2年5月4日付で、政府による「緊急事態宣言」が延長されることとなり、神奈川県においても「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が改訂されました。

本市における保育所等の利用については、4月にお出した「保育所等への一層の登園自粛要請についての延長について」（横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知）において、緊急事態宣言の期間が延長となった場合、「現状の対応（4月21日付「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」）に基づく取り扱いを継続します。」とお伝えしていました。

このたび、「緊急事態宣言」が延長されましたので、4月28日にご案内したとおり、延長期間である「令和2年5月31日まで」について、下記のお知らせに基づく取り扱いを継続することとします。

なお、5月31日までの間に、国や県から「緊急事態宣言」の期間や取扱いに関する変更があった場合、本市の取扱いについて、再度ご連絡いたします。

登園自粛の期間が延長されることとなりますが、引き続きお子様及び保護者の皆様には、ご自身の体調管理をはじめ、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制に御協力いただくよう、よろしく願っています。

【取り扱いを継続する通知】

- (1) 利用料、給食について
「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」（令和2年4月8日）
- (2) 臨時休園等について
「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月17日）
- (3) 登園自粛について
「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の一層の登園自 粛要請について」
(横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知)

<参考：横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」の再掲>

【保護者の職業要件等】

（「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の「社会生活を維持する上で必要な施設」に該当する職業
園児の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での保育が困難な状況にある場合。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）②ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）③福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）④生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）⑤その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等） |
|--|

※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など必要最小限のご利用にさせていただきますようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564